

お知らせ(感染症)

保護者様

江戸川区立 新田小学校長

お子さまが感染症の病気になった場合は、完全に治してから登校しましょう。

ご参考までに、学校保健安全法に定められたものを付記いたします。出席停止の期間については、以下の通りです。

なお、症状により医師が伝染のおそれがないと認めたときは、この限りではありません。

	病名	出席停止の期間
1	インフルエンザ	解熱した後、2日を過ぎるまで
2	百日咳	特有の咳がなくなるまで
3	麻疹(はしか)	解熱した後、3日を過ぎるまで
4	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺のはれがなくなるまで
5	風疹(三日ばしか)	発しんが消えるまで
6	水痘(水ぼうそう)	すべての発しんがかさぶたになるまで
7	咽頭結膜熱(プール熱)	主な症状がなくなった後、2日を過ぎるまで
8	結核	伝染のおそれがないと認められるまで
9	腸管出血性大腸菌感染症	伝染のおそれがないと認められるまで
10	流行性角結膜炎	伝染のおそれがないと認められるまで
11	急性出血性結膜炎	伝染のおそれがないと認められるまで
12	溶連菌感染症	治療開始1日を過ぎ、全身状態がよくなるまで
13	伝染性紅斑(りんご病)	発しん以外の症状がなくなるまで
14	手足口病	熱が下がって、口内炎がなくなるまで
15	その他の伝染症 ()	

登校するときにお持ちください。

-----きりとりせん-----

証明書

学校長殿

年 組 氏名

病名 _____

月 日から登校してもよいことを証明いたします。

平成 年 月 日 医師